

# 東地区地域づくり協議会規約

## (協議会の設置)

第1条 東地区の地域づくり全般及び地域活性化に必要な事業を行うため、東地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、「東地区センター」内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、東地区に係る次の事業を行う。

- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流活性化を図る
- (2) 市民と行政の協働を行うため、軽微な道路修繕等の自主実施
- (3) 地域防犯及び自主防災のための組織化や運営の協議及び研修
- (4) 公民館東分館の事務事業

## (構成)

第4条 協議会は、東地区の行政区長及び商工会東支部長、市議会議員、東分館長、青少年健全育成会長、小学校同窓会長、小学校PTA会長、女性部、各種協議会若干名及び学識経験者とする。

2、協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 10名以内

## (役員を選任)

第6条 会長、副会長、事務局長、幹事は会員の互選をもってこれに充て、監事は区

長会より選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

尚、任期中で役員を辞することとなった場合、新たに選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務全般を司る。
- 4 幹事は、基礎事業及び提案事業の推進を図る。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。

- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) 役員改選
- (5) その他協議会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、協議会の運営を円滑に推進するため必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長3人で協議し、連名で招集する。その中から1人が議長となる。

(会議の定足数)

第14条 総会は、委員の2分の1以上、役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第17条 協議会に必要な経費は、南魚沼市地域コミュニティー活性化事業交付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年10月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。